

仕 様 書

件 名 : 業務商業ビル「きびプラザ」で使用する電気の調達

区 分	内 容
納入場所	岡山県加賀郡吉備中央町吉川4860-6 業務商業ビル「きびプラザ」
受電設備	業務商業ビル「吉備プラザ」 屋内（電気室） 屋内キュービクル型
業種及び用途	複合ビル（事務所、ホテル、コンビニ・スーパー、飲食店他）
供給方式	交流3相3線式
標準電圧	6,000V
標準周波数	60Hz
受電方式	1回線受電
契約電力	337kW (契約上使用できる最大電力をいい、30分最大需要電力計により計測される需要電力が原則としてこれを超えないものとする。) ※過去の実績は別添2-1「きびプラザの使用電力量及び最大需要電力等の実績」のとおり
平均予定力率	100%
使用予定電力量	1,344,000kWh/(1年間の合計) ※月別の内訳は別添2-2「きびプラザの使用電力量予想」のとおり。
納入期間	令和6年10月1日午前0時から令和7年9月30日午後12時まで
需給地点	構内キャビネット内に設置する区分開閉器の電源側接続端子 (地下吉備都市2M1(キ)の開閉器)
保安責任分界点	需給地点と同じ
電気工作物の 財産分界点	需給地点と同じ
自動検針装置 の有無	現在、契約先設置の自動検針装置あり
検針方法	自動検針記録又は訪問検針
電力量計	製造メーカー：三菱電機製 型 式 : WM3EK-R
常用発電設備 の有無	なし
その他	

きびプラザの使用電力量及び最大需要電力等の実績

令和5年度

利用月	契約電力(kw)	最大需要電力(kw)	力率(%)	使用量(kwh)
4月	288	205	100	90,962
5月	288	233	100	116,629
6月	288	254	100	121,285
7月	288	276	100	136,975
8月	278	278	100	141,610
9月	278	264	100	131,007
10月	278	273	100	105,292
11月	278	218	100	98,089
12月	278	221	100	103,268
1月	278	216	100	101,941
2月	278	209	100	95,853
3月	278	208	100	99,863
合計				1,342,774

1年間使用電力量合計

1,342,774 kwh

きびプラザの使用電力量予想

(予想)

R7年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
電力 使用 量	91,000	117,000	121,000	137,000	142,000	131,000	105,000	98,000	103,000	103,000	96,000	100,000	1,344,000

* 過去3年間で年間使用量が多い令和5年度を基本に算定

1年間合計使用電力量 1,344,000 kwh

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1. 条件

令和4年度における

- ① 1kWh当たりの二酸化炭素排出係数
- ② 未利用エネルギー活用状況
- ③ 再生可能エネルギー導入状況
- ④ 省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組、地域における再エネの創出・利用の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の得点の合計が70点以上であること。

項目	区分	得点
① 1kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (単位:kg-CO ₂ /kWh) (調整後排出係数適用)	0.000以上 0.475未満	70
	0.475以上 0.500未満	65
	0.500以上 0.525未満	60
	0.525以上 0.550未満	55
	0.550以上 0.575未満	50
	0.575以上 0.600未満	45
	0.600以上	0
② 未利用エネルギー活用状況	0.675 %以上	10
	0 %超 0.675 %未満	5
	活用していない	0
③ 再生可能エネルギー導入状況	10.00 %以上	20
	5.00 %以上 10.00 %未満	15
	2.50 %以上 5.00 %未満	10
	0 %超 2.50 %未満	5
	活用していない	0
④ 省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組、地域における再エネの創出・利用の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

2. 提出書類等

入札への参加を希望する者は、入札参加資格確認書類として、1の条件を満たすことを示す書類(様式第5号:環境配慮条件に関する点数等報告書)及びその根拠を示す書類を提出すること。

3. 契約期間内における努力等

契約事業者は、契約期間内においても1の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。

契 約 書 (案)

株式会社吉備高原都市サービス（以下「甲」という。）と〇〇〇（落札者）（以下「乙」という。）は、業務商業ビル「きびプラザ」（以下「きびプラザ」という。）で使用する電気の需給について、下記条項により契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（契約の目的）

第1条 乙は、別添仕様書に基づき、きびプラザにおいて使用する電気を需要に応じて供給し、甲は、乙にその対価（以下「電気料金」という。）を支払うものとする。

（電気料金の構成、契約単価等）

第2条 電気料金は、基本料金及び電力量料金並びに乙の電気契約要綱に定める燃料費調整額、市場価格調整単価及び再生可能エネルギー発電促進賦課金で構成し、基本料金及び電力量料金の算定の基礎となる契約単価は、それぞれ次のとおりとする。

料金種別	契約単価	
基本料金	〇〇〇〇円/kW・月	
電力量料金	夏季料金（7月1日から9月30日まで）	〇〇〇〇円/kWh
	その他季料金（夏季以外）	〇〇〇〇円/kWh

（消費税及び地方消費税の額を含む。）

- 2 次条に定める供給期間の中途に消費税等の税率に変更があった場合においては、変更後の消費税等の税率を勘案して、第1項の契約単価を改定するものとする。
- 3 甲又は乙は、次条に定める供給期間の途中で乙が電気契約要綱、標準料金表及び選択要綱（以下「電気契約要綱等」という。）を変更することにより電気料金の改定を行った場合には、書面をもって第1項の契約単価の見直しについて協議することができるものとする。
- 4 燃料費調整額、市場価格調整単価及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は、一般送配電事業者が定める供給条件等によるものとする。

（供給場所及び供給期間）

第3条 乙が電気を供給する場所及び期間は、次のとおりとする。

(1) 場所 岡山県加賀郡吉備中央町吉川4860-6 きびプラザ

(2) 期間 令和6年10月1日午前0時から令和7年9月30日午後12時まで

- 2 前項の規定にかかわらず、翌年度以降において、甲の事業計画・収支計画の当該金額に減額又は削除があった場合は、この契約は解除するものとする。

（権利義務の譲渡）

第4条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(使用電力量の増減)

第5条 甲の使用電力量は、甲の都合により、入札時に示した予定使用電力量から変動することができる。

(契約電力)

第6条 各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。ただし、最大需要電力が500kW以上となるときは、甲乙協議の上、契約電力を決定するものとする。

2 最大需要電力が、前項ただし書の規定で決定された契約電力を超過した場合は、甲乙協議の上、契約超過分の支払について定めるものとする。この場合において、契約超過金を支払う旨が定められたときは、甲は当該協議において定められた額の契約超過金を乙に支払うものとする。

(使用電力量の計量、検針及び算定)

第7条 電力量計内で計量値が記録される日(以下「計量日」という。)は、毎月〇日とする。

2 電力量計の検針日は、あらかじめ乙が定め、甲に通知した日とし、乙は当該検針日において電力量計に記録された計量値の読みにより使用電力量を算定する。

(電気料金の算定期間)

第8条 電気料金の算定期間は、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間とする。

(電気料金の算定)

第9条 甲が支払うべき電気料金は、次の各号により算出した基本料金、電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金、燃料費等調整額及び市場価格調整単価の合計額(当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額)とする。

- (1) 基本料金は、・・・
- (2) 電力量料金は、・・・
- (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、・・・
- (4) 燃料費等調整額は、・・・
- (5) 市場価格調整単価は・・・

(契約単価の変更)

第10条 契約後において乙の発電事情等に変動をきたし、契約単価を改定する必要があるときは、甲乙協議の上、これを改定することができる。

(電気料金の支払方法)

第11条 乙は、第9条の規定により算定した電気料金を甲に請求するものとし、甲は、乙から適法な支払請求書を受領した後、乙が指定した支払期日までに口座振替により当該請求額を支払うこととする。

2 前項の支払期日は、検針日の翌日から起算して30日目とする。

なお、支払期日が日曜日又は休日に該当する場合は、支払期日を翌日とする。また、翌日が日曜日又は休日に該当するときは、さらにその翌日とする。

(遅延利息)

第12条 甲が、自己の責めに帰すべき事由により、第11条に規定する期間内に電気料金

を支払わないときは、遅延した日数に応じ、支払金額に対し年 2.5 パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を乙に支払うものとする。

(契約の解除)

第 13 条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 天災その他不可抗力により電力の供給をする見込がないと認めたとき。
- (2) 乙が正当な事由により解約を申し出たとき。
- (3) 本契約の履行に関し、乙又はその使用人に不正の行為があったとき。
- (4) 乙が本契約条項に違反したとき。
- (5) 乙の役員等が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していることが判明したとき。
- (6) 前各号に定めるもののほか、本契約の履行が不可能と認めたとき。

2 乙は、前項第 3 号から第 6 号までの規定による本契約の解除により損害を受けることがあっても、その損害の賠償を甲に請求することはできない。

3 乙は、第 1 項第 3 号から第 6 号までの規定により本契約を解除されたときは、当該解除の日が属する月の翌月から第 3 条に定める供給期間の末月までの間における予定契約電力及び予定使用電力量に対し第 9 条第 1 号及び第 2 号の規定によりそれぞれ算定された額の合計額の 100 分の 10 に相当する金額（その額に 1 円未満の端数があるときには、これを切り捨てた額）を、違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(損害賠償)

第 14 条 甲は、乙の契約不履行により損害を受けた場合は、乙に対し、前条第 3 項の違約金とは別にその損害を賠償させることができる。

(機密の保持)

第 15 条 甲並びに乙及びその使用人は、本契約の締結及び履行に当たって知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。本契約終了後も、同様とする。

(その他)

第 16 条 この契約条項に定めのない事項は、電気契約要綱等の定めるところによることとし、本契約において生じた紛争又は疑義については、甲乙協議の上解決する。

2 本契約にかかる訴訟の提起又は調停の申立てについては、岡山地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本書を 2 通作成し、甲乙双方記名押印の上各 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 岡山県加賀郡吉備中央町吉川4860-6
株式会社吉備高原都市サービス
代表取締役社長 上坊勝則

乙

契約に際しては、本契約書（案）を基本とし、電気料金の構成、算定及び支払の方法等については、落札業者と個別協議の上、落札業者の電気契約要綱等に応じて、条文等の詳細を決定することとします。

誓 約 書

当社又は当団体は、次のことを誓約いたします。
また、必要な場合には、このことについて岡山県警察本部に照会することを承諾します。

記

- 1 当社又は当団体の役員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第9条第21号ロに規定する役員をいう。)は、次に掲げる者のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団員等(岡山県暴力団排除条例(平成22年岡山県条例第57号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)に該当する者
 - (2) 暴力団(岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等の統制下にある者
 - (3) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 2 1の各号に掲げる者が、当社又は当団体の経営に実質的に関与していません。

令和 年 月 日

株式会社吉備高原都市サービス
代表取締役社長 上 坊 勝 則 殿

所 在 地

名 称

役 職 名
氏 名

印

裏面もご確認ください。

記入時の注意事項

◎ 代表者が記入する場合

- ・ 所在地、名称、役職名及び氏名欄には、登記されている主たる事務所の所在地、名称並びに代表者の役職及び氏名を記名し、代表者印又は契約書に使用する印を押印してください。

◎ 受任者が記入する場合

- ・ 契約に関して、入札参加資格審査申請時に県所定の様式による委任状が提出されていれば、当該委任状中の権限の委任により、この誓約書の内容について記入し、誓約する権限は、受任者が有していますが、契約の解除につながる可能性のある重要な内容なので、念のため事前に委任者に記載内容について確認しておいてください。
- ・ 所在地、名称、役職名及び氏名欄には、受任者の住所、社名及び支店等の名称並びに受任者の職氏名を記名し、契約書に使用する印を押印してください。

(参 考)

岡山県暴力団排除条例（平成 22 年岡山県条例第 57 号）（抄）

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者をいう。
- (4)～(6)略

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）（抄）

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 略
- (2) 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- (3)～(5)略
- (6) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- (7)・(8)略

（暴力的要求行為の禁止）

第 9 条 指定暴力団等の暴力団員（以下「指定暴力団員」という。）は、その者の所属する指定暴力団等又はその系列上位指定暴力団等（当該指定暴力団等と上方連結（指定暴力団等が他の指定暴力団等の構成団体となり、又は指定暴力団等の代表者等が他の指定暴力団等の暴力団員となっている関係をいう。）をすることにより順次関連している各指定暴力団等をいう。第 12 条の 3 及び第 12 条の 5 において同じ。）の威力を示して次に掲げる行為をしてはならない。

(1)～(20)略

- (21) 行政庁に対し、自己若しくは次に掲げる者（以下この条において「自己の関係者」という。）がした許認可等（行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 2 条第 3 号に規定する許認可等をいう。以下この号及び次号において同じ。）に係る申請（同条第 3 号に規定する申請をいう。次号において同じ。）が法令（同条第 1 号に規定する法令をいう。以下この号及び次号において同じ。）に定められた許認可等の要件に該当しないにもかかわらず、当該許認可等をすることを要求し、又は自己若しくは自己の関係者について法令に定められた不利益処分（行政庁が、法令に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。以下この号及び次号において同じ。）の要件に該当する事由があるにもかかわらず、当該不利益処分をしないことを要求すること。

イ 略

- ロ 法人その他の団体であって、自己がその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）となっているもの

ハ 略

(22)～(27)略